

○函館市興行場法施行条例

平成25年3月25日

条例第36号

(趣旨)

第1条 興行場法(昭和23年法律第137号。以下「法」という。)の施行については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(設置の場所の基準)

第2条 法第2条第2項に規定する条例で定める公衆衛生上必要な興行場の設置の場所の基準は、次のとおりとする。ただし、公衆衛生上必要な措置が講ぜられる場合においては、この限りでない。

- (1) 排水の状況等が入場者の衛生に支障がない場所であること。
- (2) 採光および換気に支障がないよう、空地等適当な空間が確保される場所であること。

(構造設備の基準)

第3条 法第2条第2項に規定する条例で定める公衆衛生上必要な興行場の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 清掃および排水が容易に行える構造であること。
- (2) ねずみ、昆虫等の侵入を防止できる構造設備であること。
- (3) 次の要件を満たす観覧室(入場者に興行を見せ、または聞かせるための場所をいう。以下同じ。)が設けられていること。

ア 観覧室とロビー、食堂、便所、売店等とは、隔壁等により区画されていること。

イ 入場者が容易に移動および着席ができる観覧席(立見席を含む。以下同じ。)が備えられ、かつ、適当な間隔で通路が設けられていること。

ウ 温度計および湿度計が入場者の見やすい位置に備えられていること。

- (4) 次の要件を満たす喫煙所が設けられていること。ただし、興行場内での喫煙を禁止し、その旨を入場者の見やすい箇所に表示する場合にあっては、この限りでない。

ア 観覧室と区別して設けられ、かつ、入場者の定員に応じた十分な広さを有していること。

イ たばこの煙が観覧室に流入しない構造であること。

- (5) 次の要件を満たす便所が設けられていること。

ア 興行場内に設けられていること。ただし、当該興行場以外の部分を主とする建築物に設置された小規模な興行場であり、近接した場所で入場者の需要を満たすことがで

きる適当な規模を有する便所が利用できる場合は、この限りでない。

イ 床面および床面から1メートルまでの内壁の部分は、不浸透性の材料で作られ、清掃が容易な構造であること。

ウ 大便器は、入場者定員が100人未満の興行場には2個以上、100人以上500人以下の興行場には4個以上、500人を超え1,500人以下の興行場には4個に100人を増すごとに1個を増した数以上、1,500人を超える興行場には14個に200人を増すごとに1個を増した数以上の数が設けられていること。

エ 男性用小便器は、入場者定員が100人未満の興行場には2個以上、100人以上500人以下の興行場には6個以上、500人を超える興行場には6個に100人を増すごとに1個を増した数以上の数が設けられていること。

オ 男性用大便所および女性用便所をそれぞれ1箇所以上設けること。

カ 観覧室が複数階に及ぶ場合にあつては、各階ごとに男性用および女性用に区画して設けられていること。ただし、上下階から等距離にある中間階に設けるなど、入場者の利便を損なわないと認められる場合は、各階ごとに設けないことができる。

キ 男性用および女性用の区別は、入場者に明らかに分かるように表示されていること。

ク 出入口は、直接観覧室に開口しない構造であること。ただし、次室を設けた水洗便所であつて衛生上支障がない場合は、この限りでない。

ケ 流水式給水栓を有する手洗い設備が適当な数設けられていること。

(6) 次の要件を満たす空気環境の調整に係る設備が設けられていること。ただし、自然換気により適正な空気環境を保持できる場合は、この限りでない。

ア 観覧室、ロビー、食堂、喫煙所等において、おおむね次の空気環境の基準を満たす機能を有する設備が設けられていること。

(ア) 炭酸ガスの濃度は、100万分の1,500以下であること。

(イ) 温度は、摂氏17度以上28度以下であること。

(ウ) 相対湿度は、30パーセント以上80パーセント以下であること。

イ 観覧室においては、アのほか、次の空気環境の基準を満たす機能を有する設備が設けられていること。

(ア) 浮遊粉じん量は、空気1立方メートルにつき0.2ミリグラム以下であること。

(イ) 気流は、毎秒0.5メートル以下であること。

(7) 次の要件を満たす照明設備が設けられていること。ただし、自然採光で適正な照度を十分に達成できるときは、この限りでない。

ア 観覧室，ロビー，食堂等入場者が利用する場所には，床面において150ルクス以上の照度を満たす機能を有する照明設備が設けられていること。

イ 映写等のため，観覧室の主照明の照度を減ずる場合にあっては漸減式照明設備が設けられ，消灯する場合にあっては床面において少なくとも0.2ルクス以上の照度を満たす設備が設けられていること。

ウ 映写室，モニター室，電気・機械室等には，作業等に支障を生じない照明設備が設けられていること。

- (8) 飲料水の設備が適当な場所に設けられていること。
- (9) 適当な数の清掃用具が備えられ，かつ，これらを衛生的に保管する専用の設備が適当な場所に設けられていること。
- (10) ごみ等が飛散し，または流出しない構造のごみ箱が適当な箇所に置かれていること。
- (11) 観覧室の床面積が400平方メートル以上の大規模な興行場にあつては，ごみの集積場が適当な場所に設けられていること。
- (12) 観覧室，ロビー，食堂等入場者が利用する場所は，入場者が容易に移動または避難ができるよう，適当な広さを有し，および適当な数の出入口を有していること。
- (13) 食堂，売店および食品販売設備は，便所の付近その他不潔な場所に設けられていないこと。ただし，衛生上支障がない場合は，この限りでない。

(興行場について講ずべき措置の基準)

第4条 法第3条第2項に規定する換気，照明，防湿および清潔その他入場者の衛生に必要な措置の基準は，次のとおりとする。

- (1) 興行場を清掃し，衛生上支障がないようにすること。
- (2) 興行場内のねずみ，昆虫等の駆除作業を定期的実施し，その実施記録を2年以上保存すること。
- (3) 換気設備，暖房設備，照明設備その他の設備を適正に使用できるよう保守点検し，必要に応じ，整備し，または補修すること。
- (4) 喫煙所以外の場所での喫煙を禁止すること。
- (5) 救急医薬品等を常備し，かつ，入場者の事故等に適切に対応できる体制を確立しておくこと。
- (6) 伝染のおそれのある疾病にかかっている者またはその疑いのある者を業務に従事させないこと。ただし，医師の診断により衛生上支障がないと認められた場合は，この限りでない。

(7) 食堂，売店および食品販売設備を常に清潔にし，衛生的に保つこと。

(8) ごみその他の廃棄物を適切に搬出し，放置しないこと。

(9) 便所を次のとおり管理すること。

ア 臭気を著しく発散させないこと。

イ 毎日清掃し，常に清潔にしておくこと。

ウ 必要に応じ，殺虫および消毒を行うこと。

(基準の特例)

第5条 興行場が臨時興行場（既設の建物を使用して営業を行う興行場で，その営業の期間がおおむね1月以内のものをいう。）または仮設興行場（空地等に仮設して営業を行う興行場で，その営業の期間がおおむね1月以内のものをいう。）である場合，観覧席等が屋外にある場合その他特別の理由のある場合であって，衛生上支障がないと認められるときは，その範囲において，前2条に掲げる基準の一部を適用しない。

附 則

この条例は，平成25年4月1日から施行する。